

「未来を変えるお金のつかい方」

～明日の地球のために、消費者にできること～

私たちは今、地球温暖化、貧困など、地球規模での深刻な課題に直面しており、持続可能な社会を実現できるかどうかの分かれ道に立っています。今までの自分の消費行動をちょっと見直して、未来を意識するなど、消費者としての責任を自覚し行動すると、きっと良い方向に進めます。

自分のくらしや経済をじっくり考えると、お金の働きが見えてきます。

これからのくらしをよりよいものにするために、「未来を変えるお金のつかい方」を今日から実践してみませんか。



日時

令和7年

5月17日(土)

13:30～15:30 (開場12:30)

参加費
無料

講師



あずま たまみ
東 珠実さん

椋山女学園大学 現代マネジメント学部 教授

場所

三重県総合文化センター「フレンテみえ」
1階 多目的ホール (津市一身田上津部田 1234)

定員

先着 **250名** **事前申込制** 来場者プレゼントあり

4月1日(水) 10:00 受付開始 1グループ4名まで受付

ステージイベント STAGE EVENT



三重県警察音楽隊
安全安心コンサート

同時開催

「みえ・くらしのネットワーク」会員による展示

- フェアトレード認証商品の展示
- 消費者トラブル、金融リテラシー向上にむけた啓発展示
- J-FLEC(金融経済教育推進機構)の事業紹介(講師派遣・個別相談会)等

申し込み・お問合せ先



三重県消費生活センター
啓発キャラクター
ダンコムシ

知るぽると
三重県金融広報委員会

三重県金融広報委員会
〒514-0004 津市栄町 1-954 三重県栄町庁舎 3階
TEL.059-246-9002 (平日 8:30～17:15)

主催：三重県、三重県金融広報委員会

共催：J-FLEC(金融経済教育推進機構)

申込方法は
裏面参照

プログラム

開演 13:30 主催者挨拶

13:35 ステージイベント 三重県警察音楽隊 安全安心コンサート

14:05 特別講演 「未来を変えるお金のつかい方」
～明日の地球のために、消費者にできること～
講師:東 珠実 さん



閉演 15:30

<講師プロフィール>

あずま たまみ
椋山女学園大学 現代マネジメント学部 教授 **東 珠実 さん**

専門分野は、消費者教育、生活経営学など。日ごろは学生たちと、エシカル消費の普及・啓発活動を推進。日本消費者教育学会顧問、金融経済教育推進会議委員、三重県消費生活対策審議会会長、名古屋市2R推進実行委員会委員長、(公財)消費者教育支援センター理事、(公財)生命保険文化センター理事等を歴任。令和6年度消費者支援功労者表彰内閣総理大臣表彰受賞。

(著書)『消費者市民社会と企業・消費者の役割』中部日本教育文化会 (共著)

『現代社会の消費とマーケティング』税務経理協会 (共著)

『消費者問題』慶應義塾大学出版 (共著)

『新・消費者教育Q&A』中部日本教育文化会 (共著) ほか多数



三重県警察音楽隊

県民の皆さんと警察を結ぶ「音のかけ橋」として音楽演奏を通じて、誰にでもわかりやすく伝わりやすい効果的な広報啓発活動を展開し、県民の皆さんの安全・安心の実現を図るとともに、愛される音楽隊をめざして活動しています。

申し込み方法

右の二次元バーコードの申込フォーム、または電話(059-246-9002)でお申し込みください。



申込フォーム

【受付開始】4月1日(火) 10:00

【締 切】5月9日(金) 17:00

申し込みにあたっては、①～④の項目が必要です。

- ①氏名(フリガナ)
- ②参加人数(1グループ4名まで)
- ③電話番号(平日昼間に連絡可能な番号)
- ④メールアドレス(申込フォームでお申込みの方)

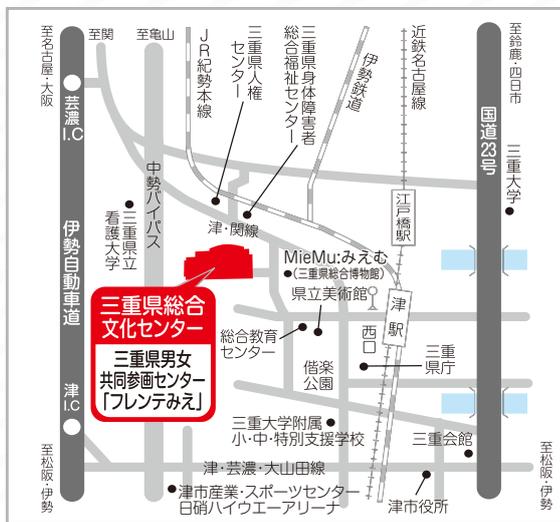
○申し込み受付は先着順です。(定員となり次第、締切)申込フォームから申し込まれた方には受領確認メールを送信します。受領確認メールが届かない場合は、下記お問合せ先にご連絡ください。

○当日、発熱等の体調不良がある方は参加をご遠慮ください。

○定員となった場合は、HPにてお知らせします。

※いただいた個人情報は、本講演会に関すること以外には使用しません。

会場アクセス 三重県総合文化センター (津市一身田上津部田 1234)



**申し込み
お問合せ先**

三重県金融広報委員会
〒514-0004 津市栄町 1-954 三重県栄町庁舎 3 階
TEL.059-246-9002 (平日 8:30~17:15)
<https://shiruporuto-mie.jp/>

知るぽると
三重県金融広報委員会

消費者月間とは

「消費者保護基本法(消費者基本法の前身)」が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされました。

消費者月間には消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発等の事業を集中的に行っています。

消費者月間統一テーマ

「明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費 ～どのグリーンにする?～」